

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「合計額」の下に、「（法第二十二條の四第一項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）にあつては、給料の月額・次項及び第五條第二項において同じ。）」を加える。

第六條を次のように改める。

第六條 條例第五條の二第二項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 公庫、公団等の職員（人事委員会のでめるものに限る。）
- 二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十條第一項の規定による採用をされた者
- 2 條例第五條の二第二項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める学校職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなつた学校職員とする。
- 3 條例第五條の二第二項の新たにへき地学校等又は同條第一項の規定により人事委員会規則で指定する学校等（以下「指定学校」という。）に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員のうち人事委員会規則で定めるものは、そのへき地学校等又は同項の規定により人事委員会規則で指定する学校等に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した学校職員とする。
- 4 條例第五條の二第二項の同條第一項の規定による手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。
 - 一 公益的法人等への職員の派遣等に関する條例（平成十三年徳島県條例第四十五号）第二條第三項第一号に規定する職員派遣（以下「職員派遣」という。）から職務に復帰し、へき地学校等又は指定学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したものの
 - 二 法第二十二條の四第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、へき地学校等又は指定学校に勤務することとなつた学校職員で、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したものの
 - 三 新たにへき地学校等又は指定学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員で指定日前三年以内に国家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける学校職員となり、職員派遣から職務に復帰し、又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したものの

四 法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務することとなつた学校職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条第五條の第二項に規定する新たにへき地学校等又は指定学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員のうち前項に規定する学校職員に該当するもの

五 法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた学校職員で、当該採用の日以前に条第五條の二又は条第五條の三の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの条の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する学校職員との権衡上必要がある学校職員として人事委員会が認めるもの

5 条第五條の二又は条第五條の三の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける学校職員となつてへき地学校等又は指定学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した学校職員、前項第一号又は第二号に規定する学校職員 当該学校職員が給料表の適用を受けることとなつた日、職務に復帰した日又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日にへき地学校等又は指定学校に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

二 第三項に規定する学校職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校等が同項に規定する異動の日前にへき地学校等又は指定学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第三号に規定する学校職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校等が、当該学校職員の給料表の適用を受けることとなつた日、職務に復帰した日又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日以前にへき地学校等又は指定学校に該当していたものとし、かつ、当該学校職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第四号に規定する学校職員 当該学校職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第五号に規定する学校職員 当該学校職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第六号に規定する学校職員 別に人事委員会が定める期間及び額

第十二條第一項第一号イ中「週休日」の下に「、勤務時間条第三條第三項及び勤務時間条第五條第二項において読み替えて準用する同條第一項の規定に基づき勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(改正後の人事委員会規則六 二八における暫定再任用学校職員に関する経過措置)

第二条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定により採用された暫定再任用学校職員(以下「暫定再任用学校職員」という。)(は、法第二十二條の四第一項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。))とみなして、この規則による改正後の規則六 二八(以下「改正後の規則六 二八」という。)(第三条第二項並びに第五条第二項の規定を適用する。

2 暫定再任用学校職員に対する改正後の規則六 二八第六條第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項第二号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは「令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七條第一項から第四項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第三号から第五号まで並びに同条第五項第一号及び第三号中「法第二十二條の四第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用学校職員(同項第四号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「暫定再任用学校職員(令和三年改正法附則第九条第二項に規定する暫定再任用学校職員をいう。次号において同じ。))と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「暫定再任用学校職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員へのへき手当に準ずる手当に関する経過措置)

第三条 改正後の規則六 二八第六條第四項第一号から第三号までの規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七條第一項から第四項までの規定(以下この条において「法第二十二條の四第一項等の規定」という。)(による採用をされた定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員について適用する。

2 改正後の規則六 二八第六條第四項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員について適用する。

3 改正後の規則六 二八第六條第四項第五号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第五条の二又は同条の三の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。